

各指定性能評価機関の長
各承認性能評価機関の長 } 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

構造方法等の認定に関する運用改善について

平成22年6月に施行された建築確認手続き等の運用改善により建築確認手続きの円滑化が図られつつあるものの、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月閣議決定）において「必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案をとりまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる」とこととされるなど、建築確認手続き等の一層の円滑化への要請に応えることが求められています。

このため、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号。以下「法」という。）第68条の26に規定する構造方法等の認定について、下記のとおり、技術開発の促進を図るための弾力的な運用及び新たな試験を要しない性能評価の推進に努めるようお願いするとともに、軽微な変更に係る運用の明確化により、建築確認手続き等の一層の円滑化を図ることとしたので通知いたします。

記

第1 大臣認定の運用の弾力化について

使用実績のない特殊な材料・構造方法の採用を円滑化し、技術開発を促進するため、法第20条第1号に基づく国土交通大臣の認定について、次のとおり弾力的に運用することとしたので、これを踏まえ、的確な性能評価の推進に努めるようお願いする。

- ・材料の特殊性と個々の建築計画を一体的に評価する等の個別認定の弾力化を図る。
- ・特殊な材料・構造方法について一定の設計ルールが整備されれば、個々の建築物ごとに認定を受けなくとも当該材料・構造方法の活用が可能となるよう、一定の設計ルールに基づく認定（一般認定）の対象を拡充する。

第2 新たな試験を要しない性能評価について

建築基準法施行規則（昭和25年11月16日建設省令第40号。以下「規則」という。）第11条の2の3第5項第1号において、「既に構造方法等の認定のための審査

に当たって行われた性能評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる性能評価を受ける場合」の手数料が規定されているところであるが、建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号。以下「令」という。）第20条の7第2項から第4項までの規定に基づく国土交通大臣の認定に係る性能評価についても、これに該当するものがありうることに留意の上、的確な性能評価の推進に努めるようお願いする。

第3 軽微な変更に係る運用の明確化について

規則第11条の2の3第5項第2号において、「既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であって、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合」の手数料が規定されているところであるが、以下の各分野における国土交通大臣の認定に係る「既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であって、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの」の運用については、次のとおりとする。

(1) 構造分野について

①時刻歴応答解析性能評価（法第20条第1号の認定に係る評価）

建築物の応答性状に与える影響が小さい変更であって、変更前の計画と比べて構造耐力上支障がないことが法第20条第1号に規定する構造計算（時刻歴応答計算）の結果によらずに確認できるものなど、変更前の計画と比べて明らかに安全上支障がないもの。具体的には、次のような事例が想定される。

- ・床、間柱（水平力を負担しないものに限る。）、小梁、非耐力壁、外装材その他これらに類する部材に係る変更で、当該変更によって固定荷重が大幅に変わらない変更
- ・屋上工作物、塔屋、設備機器等に係る変更で、当該変更によって固定荷重が大幅に変わらない変更
- ・建築物の部分的な用途変更で、当該変更によって積載荷重が大幅に変わらない変更
- ・柱、大はり、耐力壁、ブレース、基礎（梁）、杭、制振部材、免震材料等の変更で変更前より安全側となる変更、又は若干数の変更で十分に安全の範囲内となる変更
- ・施工計画又は現況地盤のばらつきに伴う十分に安全の範囲内となる変更で、当該変更により建築物の応答性状に与える影響が小さい変更
- ・高さが60メートルを超える建築物と一体となった低層部に係る変更で、当該変更により建築物の応答性状や保有水平耐力等に与える影響が小さい変更
- ・構造図の記号の変更及び構造性能に影響のない特記仕様書の変更

(2) 防火分野について

①耐火性能評価（令第108条の3第1項第2号の認定に係る評価）

防火区画の位置の変更がないものであって、平成12年建設省告示第1433号（耐火性能検証法の告示）に基づき検証を行った部分について、同告示の規定により、変更前の計画と比べて防火上支障がないことが計算結果によらずに確認できるものなど、変更前の計画と比べて明らかに防火上支障がないもの。具体的には、次のような事例が想定される。

a) 火災性状の予測において安全側の変更となる変更

- ・火災室内の可燃物の総発熱量が同等以下となる変更
- ・収納可燃物の単位床面積当たりの発熱量が同等以下となる変更
- ・内装用建築材料及び下地の発熱量が同等以下となる変更

b) 主要構造部の耐火性能が同等以上となる変更

- ・1時間の耐火性能を有する柱から2時間の耐火性能を有する柱への変更等、平成12年建設省告示第1399号（耐火構造の告示）又は耐火構造の大臣認定の仕様であって、耐火時間が同等以上となる仕様への変更

②避難安全性能評価（令第129条の2第1項の認定に係る評価及び令第129条の2の2第1項の認定に係る評価）

避難経路に変更がないものであって、平成12年建設省告示第1441号（避難安全検証法の告示）に基づいて検証を行った部分について、同告示の規定により、変更前の計画と比べて防火上支障がないことが計算結果によらずに確認できるものなど、変更前の計画と比べて明らかに防火上支障がないもの。具体的には、次のような事例が想定される。

- ・熱を感知して閉鎖する20分の遮炎性能を有する防火設備から煙を感知して閉鎖する1時間の遮炎性能を有する防火設備等、開口部の遮煙性及び遮炎性が同等以上の部材への変更
- ・収納可燃物の単位面積当たりの発熱量及び在館者密度が同等以下、かつ、歩行速度が同等以上となる変更

(3) 設備分野について

①浄化槽性能評価（令第35条第1項の認定に係る評価）

昭和55年建設省告示第1292号（合併処理浄化槽の告示）に基づいて検証を行った部分について、同告示の規定により、変更前の計画と比べて衛生上支障がないことが実験結果によらずに確認できるものなど、変更前の計画と比べて明らかに衛生上支障がないもの。具体的には、次のような事例が想定される。

- ・凝集槽における凝集剤を変更前と同等以上の凝集機能を確保できる薬剤への変更
- ・消毒槽における消毒剤を変更前と同等以上の消毒作用を確保できる薬剤への変更

- ・既に認定を受けた浄化槽に係る処理対象人員の上限を拡大しようとする場合における当該浄化槽と相似の形状の変更

②エレベーターのかご及び主要な支持部分についての評価（令第129条の4第1項第3号の認定に係る評価）

主要な支持部分等のうち摩損又は疲労破壊により強度の低下が生じるおそれのない部分であって、平成12年建設省告示第1414号（強度検証法の告示）に基づき検証を行っている部分について、同告示の規定により、変更前の計画と比べて安全上支障がないことが計算結果によらずに確認できるものなど、変更前の計画と比べて明らかに安全上支障がないもの。具体的には、次のような事例が想定される。

- ・段差解消機におけるかごの床板及びいすの材質や形状の変更で変更後の強度が同等以上となる変更
- ・いす式階段昇降機におけるかごの床板及びいすの材質や形状の変更で変更後の強度が同等以上となる変更

③戸開走行保護装置（令第129条の10第4項の認定に係る評価）

昇降機性能評価業務方法書に基づいてブレーキの構造及び特定距離感知装置等部品の形状や構造について評価を行う部分であって、同業務方法書の評価基準により、変更前の計画と比べて安全上支障がないことが試験結果によらずに確認できるものなど、変更前の計画と比べて明らかに安全上支障がないもの。具体的には、次のような事例が想定される。

- ・かご戸スイッチ、乗場戸スイッチ、ブレーキ電源遮断用電磁接触器、特定距離感知装置、制御盤、油付着防止構造、つま先保護板等の形状や構造の変更